

平成30年度提案募集において実現した兵庫県提案

国立公園の集団施設地区において企業保養所等を 公園事業(宿舎)として認める要件の明確化

現状

○自然公園法第10条（国立公園事業の執行）

国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。

○自然公園法施行令第1条（公園事業となる施設の種類）

自然公園法第2条第6号に規定する政令で定める施設は次に掲げるものとする。

三 宿舎及び避難小屋

○国立公園事業取扱要領第10 1(7)

利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと

→公園事業（宿舎）として国が認める具体的な要件が示されていない

支障事例

○施設の一部を一般利用に供する企業保養所や会員制ホテル等について、公園事業(宿舎)として国が認める具体的な要件が示されていないため、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇し、開発の検討に至らない

提
案

企業保養所等について公園事業(宿舎)として位置付ける要件(参酌基準)を示すべき

対応方針概要

○国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う

○企業保養所等が国立公園事業のうち宿舎事業として認められる具体的な要件を2019年9月までに明確化する

→国立公園の集団施設地区内では、公園利用施設として認められる施設(宿舎等)の建築面積や高さの制限が弾力的に運用されるため、民間投資による遊休化した企業保養所等の利活用促進につながる

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記特例の適用要件の緩和 (県・市町連携提案 稲美町、町村会)

現状

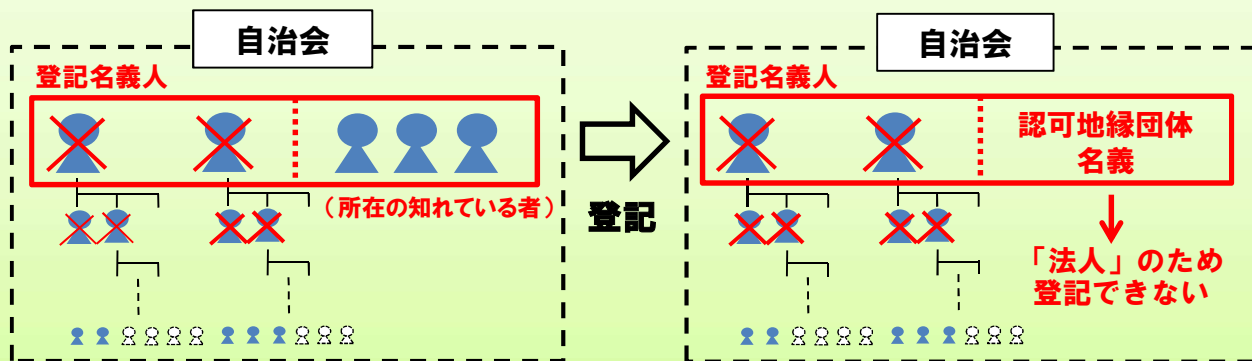
○地方自治法第260条の38（認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例）

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

→登記名義人が自然人ではなく、法人となっているものについては、適用不可との解釈

支障事例

○認可地縁団体による不動産登記の特例制度ができる以前に、所在の知れている者の所有権の範囲内で認可地縁団体として登記を行い、認可地縁団体と所在不明者の共有状態となっている場合は実態上、認可地縁団体である自治会が所有する不動産であっても一部名義人が「法人」であるため、特例が活用できず、登記手続きが行えない



対応方針概要

提案

一部名義が法人である場合でも特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和すべき

○認可地縁団体の不動産登記の特例については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化する（平成30年11月27日付け、総務省から通知済み）

→所在不明者の相続人の確定に要していた膨大な手間が解消され、認可地縁団体への所有権の移転登記が可能となる

介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について 定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化

現状

○介護施設整備に係る国有地の有効活用について（平成27年12月21日付け財理第4997号 財務省理財局長）別添第1に定める施設を対象とする。なお、当該施設に別添第2に定める施設が合築又は併設される場合は、当該施設を対象施設に含める。

別添第1	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（第二種社会福祉事業）の用に供する施設
別表第2	老人居宅介護等事業の用に供する施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業の用に供する施設

→第二種社会福祉事業を実施しない介護老人保健施設と看護小規模多機能型居宅介護事業所は、未利用国有地の減額貸付の対象外

支障事例

○県内で看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念（土地の確保が困難であることが、都市部での介護施設等の整備が進まない要因の一つ）

提
案

全ての介護老人保健施設と、看護小規模多機能型居宅介護事業所を減額貸付の対象とすべき

対応方針概要

- 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設に、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加える
 - 対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する
- 都市部における土地確保の困難さが軽減され、介護老人保健施設や看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進につながる